

杖制度

衝立船戸神

〔青標紙〕武器及行列具の例

一袋入杖之事 享和二戌年正月布衣以下之者袋入杖爲持候共苦ケ間敷哉之旨日光奉行大久

保内膳正被問合 附 御目見以上は袋入杖相用不苦御目見以下は致遠慮可然旨松平田宮被

申聞候 因ニ云杖相用度節は路次惡敷節は御城内杖相用申度旨御目付衆 斷差出可申事

〔幕朝故事談〕郷士 侍御 侍中

びろうどの杖を被爲候様老中若年寄に限也七十以上は御城内杖つく御目付間置計なり七十

以下は病身に付願の上御老中方御聞に達し御免被成御門へ御斷出るなり

〔武家當時裝束抄〕杖 木の杖を袋に入れて用ゆ四十以上是を持せ侍る事子細なし

聽杖

〔續日本紀〕天平十三年七月辛酉是日授左大辨從四位上巨勢朝臣奈氏磨正四位上并賜以金

牙飾斑竹御杖 〔有德院殿御實紀附錄〕土屋相摸守政直は常憲院殿の御時より宿老にのぼり四代の間仕へ奉

り恪勤の勞おこたらざりしかば公 御位につかせ玉ひしはじめおまへにめされ

ま年老たれば殿中にて杖つくことを許すべしまた寒き折はこれをも著すべしとねもごろに

仰ありて御みづから紫縮緬の頭巾に鳩の杖をそへて玉ひける東照宮駿府におぼしけるころ

本多佐渡守正信に巾杖をゆるされしこと世に傳へたれどその後は聞も及ばぬことなりとぞ

〔倭名類聚抄〕横首杖 唐韻云 魁 横首杖也

〔比古婆衣〕鹿をすがる又かせぎともいふ由

かせ杖といふは木杖の尾に岐あるをいへり和名抄僧房具に鹿杖漢語抄云鹿杖加世都惠

杖の尾の岐あるを鹿角にたとへたる名なり

杖種類